

おおい町スポーツ・文化芸術大会出場奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化芸術大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内でおおい町スポーツ・文化芸術大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、本町のスポーツ・文化活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、学生とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を除く。）及び高等専門学校並びに専修学校に在籍している者をいう。

(対象の大会)

第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) ブロック大会 国、地方公共団体又はそれに準ずる団体が主催、共催又は主管する大会で予選会又は選考会などを経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により推薦された個人若しくは団体を対象として開催される県大会より上位の大会
- (2) 全国大会 国、地方公共団体又はそれに準ずる団体が主催、共催又は主管する大会で予選会又は選考会などを経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により推薦された個人若しくは団体を対象として開催される全国レベルの大会
- (3) 国際大会 国際大会、世界大会、アジア大会その他これらに類するレベルの大会で、予選会又は選考会などを経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により推薦された個人若しくは団体を対象として開催される国際的な規模の大会
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が特に奨励金の交付が適当と認める大会

(交付対象)

第4条 奨励金の交付対象は、次の各号に掲げるものであって、前条に規定する大会に出場したものであるものとする。

- (1) 個人 町内に住所を有する者（ただし、学生の場合は、家族が町内に住所を有する者を含む。）
 - (2) 団体 町内に活動の本拠地を置く団体
- 2 前項第1号に規定する者が学生であるときは、その保護者を交付対象者とする。
 - 3 第1項第2号の団体に所属する者は、同一の対象大会において同項第1号の対象となることができない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付される奨励金と交付目的を同一とする町又は他の公共団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を既に受けた者又は受けようとする者は、交付の対象者としなない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の交付金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者又は団体の代表者は、特別な理由がある場合を除き、大会終了後1ヵ月以内におおい町スポーツ・文化芸術大会出場者奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び口座振替依頼書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第8条 町長は、虚偽その他不正な方法により前条の交付決定を受けたことが明らかとなった場合は、当該交付決定の全部を取り消すことができる。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の全部を取り消した場合は、期限を定めて交付した奨励金の全部の返還を命ずるものとする。

(交付回数)

第10条 奨励金の交付は、同一の対象大会につき1回とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(おおい町スポーツ選手報奨金交付要綱及びおおい町文化芸術大会出場報奨金交付要綱の廃止)

2 おおい町スポーツ選手報奨金交付要綱(平成18年おおい町教育委員会告示第24号)及びおおい町文化芸術大会出場報奨金交付要綱(平成23年おおい町教育委員会告示第13号)(次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに旧要綱の規定による交付決定がなされた報奨金については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

対象	大会	金額
個人	ブロック大会	5,000円
	全国大会	10,000円
	国際大会	50,000円
団体	ブロック大会	100,000円
	全国大会	100,000円
	国際大会	100,000円